

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

手話通訳者（士）現任研修の対象者について

手話通訳者及び手話通訳士の現任研修については、2013（平成25）年4月5日2013全手第2号社会福祉法人全国手話研修センター理事長通知「厚生労働省委託事業2013（平成25）年度「手話通訳者現任研修」実施にかかるご協力のお願ひ」及び2013（平成25）年4月8日2013全手第3号社会福祉法人全国手話研修センター理事長通知「厚生労働省委託事業2013（平成25）年度「手話通訳士現任研修」実施にかかるご協力のお願ひ」により実施されることである。

各々の通知において受講対象者は「都道府県、政令指定都市、中核市の障害福祉主管課長の推薦者」となっているが、障害者総合支援法において、「手話通訳等」を「意思疎通支援」と改正することにより、市町村と都道府県の具体的な役割分担を障害者総合支援法の施行に伴う施行省令で明確に区分し、市町村と都道府県が行う意思疎通支援を行う者の養成については、市町村と都道府県の必須事業となったことである。

については、各々の通知の受講対象者について「市町村の障害福祉主管課長の推薦者」も受講対象とする（この取扱いについては今年度以降も継続する予定である。）ので、管内市町村及び関係機関への周知について特段の配慮をお願いする。

なお、社会福祉法人全国手話研修センターとは調整済みであることを申し添える。

- 2013（平成25）年4月5日2013全手第2号社会福祉法人全国手話研修センター理事長通知「厚生労働省委託事業2013（平成25）年度「手話通訳者現任研修」実施にかかるご協力のお願ひ」

修正前	修正後
「受講対象者は全国の都道府県・政令指定都市・中核市の障害福祉主管課長様にご推薦いただいた手話通訳者」	「受講対象者は全国の都道府県・政令指定都市・中核市、 <u>市町村</u> の障害福祉主管課長様にご推薦いただいた手話通訳者」

- 2013（平成25）年4月8日2013全手第3号社会福祉法人全国手話研修センター理事長通知「厚生労働省委託事業2013（平成25）年度「手話通訳士現任研修」実施にかかるご協力のお願ひ」

修正前	修正後
「受講対象者は全国の都道府県・政令指定都市・中核市の障害福祉主管課長様にご推薦いただいた手話通訳士」	「受講対象者は全国の都道府県・政令指定都市・中核市、 <u>市町村</u> の障害福祉主管課長様にご推薦いただいた手話通訳士」